

8 . 上記往査 6 施設の基本協定書について

往査先として選定した 6 施設（群馬ヘリポート、つつじが岡公園(花山部分を除く)、群馬の森、新玉村ゴルフ場、高崎城址地下駐車場、群馬県総合スポーツセンター）の基本協定書の比較を試みたのが、添付資料「群馬県・指定管理者・基本協定書比較」である。

基本協定書は文字通り、県と指定管理者間の最も基本的で重要な事項を定めた取り決めであり、記載すべき事項の大部分は共通しているが、何点か異なる点もある。それらの中で、改善を要すると思われる事項を意見として以下にまとめた。

意見

(1)協定書における目的が明確にされていないことについて（全施設）

県と指定管理者との基本協定書において、施設の目的・使命が明確でない。

（現状及び問題点）

指定管理者基本協定書における施設の目的が明確になっていない。

たとえば、比較的具体性のある、群馬ヘリポートを例にとっても、設置条例における目的は「群馬県民の航空交通の用に供するため」となっており、指定管理者基本協定書における目的は「群馬ヘリポートを適正かつ円滑に管理運営すること」となっているに過ぎない。「群馬ヘリポートを適正かつ円滑に管理運営すること」とは、具体的に、ヘリポート施設を安全に管理することで足りるのか、県民の足として定期便を誘致することまでも含むのか等、今ひとつ明確ではない。指定管理者制度導入の目的は、施設の目的・使命を最も効率的・効果的に具現することにあると思われるが、目的・使命が曖昧なままでは、効率性・有効性を測る尺度も判然とせず、資源の選択や集中ができず、最大の効果・効率を発揮することは困難と考えられる。

（改善策）

公の施設の設置目的、もしくは協定の目的を、指定管理者、延いては県民にも明確に判明するように掲げ、その目的を最大限効果的、効率的に発揮しやすくするとともに、県民から、その管理状況、業務の履行状況を評価しやすくすべきである。

(2)協定書において「災害時の体制」を事業計画項目として明示すべきことについて（群馬ヘリポート・総合スポーツセンター・群馬の森・つつじが岡公園(花山部分を除く)）

基本協定書における事業計画書の記載項目として、災害時非常時等の連絡動員体制が掲げられていない。

（現状及び問題点）

事業計画の記載項目として、災害時非常時等の連絡動員体制が掲げられていない。

(改善策)

公の施設では、利用者の安全確保を第一に考え、非常時の避難体制等、防災面での対策を十二分にとっておく必要がある。事業計画書の重要な項目の一つと位置づけ、基本協定書条文上に明示することが必要である。

(3) 秘密の保持条項について(高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

秘密の保持条項がないので、設定すべきである。

(現状及び問題点)

個人情報関連の情報管理は謳っているものの、個人情報以外の業務上知りえた秘密保持についての条文が設けられていない。

(改善策)

個人情報以外の秘密保持についても、条文を設けて協定すべきである。

(4) 責務としての善良なる管理者の注意義務について(高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

指定管理者が、善良なる管理者の注意をもって業務を実施することが明記されていない。

(現状及び問題点)

指定管理業務実施にあたって、設置目的および公共性を十分に理解し、尊重することが記載されているが、善良なる管理者の注意をもって業務を実施することが明記されていない。

(改善策)

善良なる管理者の注意をもって業務を実施することも、1項追加しておくのが望ましい。

(5) 規程の適用関係について(高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

基本協定・年度協定・募集要項・事業計画間に、齟齬がある場合の適用関係を定める条項がない。

(現状及び問題点)

基本協定・年度協定・募集要項・事業計画間に、齟齬がある場合の適用関係を定める条文が盛られていない。

(改善策)

適用関係を明確にするため、条文として記載するのが望ましい。

(6) 業務の引継ぎにおける事前準備すべき人材資材等について(群馬ヘリポート・総合スポーツセンター・群馬の森・つつじが岡公園(花山部分を除く))

業務実施に先立ち、必要な人材・資材等の確保と職員に対し必要な研修の実施を義務付ける条項がない。

(現状及び問題点)

業務実施に先立ち、必要な人材・資材等の確保と職員に対し必要な研修の実施を義務付ける条項がない。

(改善策)

指定管理業務実施までに、当然、指定管理者が準備しておくべき事項であり、基本協定書に盛り込むことが望ましい。

(7) 施設および備品の購入時の所有権等について(群馬の森・つつじが岡公園(花山部分を除く))

管理費用を充て購入した備品であっても、その備品が、事業継続上、不可欠な重要性の高い備品である場合は、例外的に県に帰属させる旨の条項が記載されていない。

(現状及び問題点)

管理費用を充当して購入した備品は、指定管理者に帰属することとなる。しかしながら、事業継続に不可欠な重要性の高い備品については、指定期間満了とともに、引き上げられ、事業が実施できない事態を未然に回避する観点から、県に帰属させる規定が設けられているが、群馬の森、つつじが岡公園(花山部分を除く)では、削除されている。

また、この規程条文、「乙(指定管理者)が群馬県財務規則第210条第1項第1号に規定する備品を、第7条に規程する管理費用を充てて購入した場合、当該備品の所有権は甲(県)に帰属するものとする。」については、上段の文意を理解するのが難解な文章になっていると思われるので、文意が明確になるような条文改正が望まれる。

(改善策)

事業継続に重大な影響を与える備品が想定しにくい場合もありうるが、そもそもが未然のリスク回避の規定であり、削除することなく、基本協定書に規定しておくのが望ましい。

また、文意をわかりやすくするために、条文をより平易な文章に書き換えることが望ま

れる。

(8) 不可抗力による業務免除規定について (高崎城址地下駐車場)

不可抗力による業務の全部又は一部の免除条項が設けられていない。

(現状及び問題点)

不可抗力による業務の全部又は一部の免除と免除された場合の費用について定めた条項が設けられていない。

(改善策)

事前に、基本協定書に設けておくことが望ましい。

(9) 協定の改定条項について (高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

協定の改定についての条項が設けられていない。

(現状及び問題点)

事情の変更が生じたときに、協定の改定ができる旨の条項が設置されていない。

(改善策)

事前に、基本協定書に設けておくことが望ましい。

添付資料：群馬県・指定管理者・基本協定書比較

群馬県・指定管理者・基本協定書比較

項目	群馬ヘリポート		つつじが岡公園		群馬の森		新玉村ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
契約日		平成19年10月29日		平成18年3月31日		平成18年3月31日		平成18年3月14日		平成18年3月15日		平成18年3月30日
委託者(群馬県)		群馬県知事 大沢正明		群馬県知事 小寺弘之		群馬県知事 小寺弘之		群馬県企業管理者 関根宏一		群馬県企業管理者 関根宏一		群馬県教育委員会 教育長 内山征洋
受託者		日本空港コンサルタント ンツ・大成サービス 連合体 構成員 株式会社 日本空港コンサルタント 真二 代表取締役 松前 構成員 大成サー ビス株式会社 代表取締役 日比 野宏明		財団法人 群馬県 公園緑地協会 理事長 岩淵哲		グリーンクラフトマン 群馬県申園株式会社 代表取締役 山口 建賢		金井興業株式会社 代表取締役 清水 英樹		財団法人高崎市都 市整備公社 理事長 松浦幸雄		財団法人群馬県ス ポーツ振興事業団 代表者 理事長 務代行者事務理事 上村一志
目的	1	ヘリポートを適正かつ円滑に管理運営するため、業務を適正かつ円滑に管理運営するために基本事項を定める	1	つつじヶ岡公園を適正かつ円滑に管理運営するため、基本事項を定める	1	群馬の森を適正かつ円滑に管理運営するため、基本事項を定める	1	群馬県ゴルフ場管理条例第2条の規定により、業務を適正かつ円滑に管理運営するために基本事項を定める	1	群馬県自動車駐車場条例第3条の規定により、業務を適正かつ円滑に管理運営するために基本事項を定める	1	総合スポーツセンターを適正かつ円滑に管理運営するため、基本事項を定める
信義誠実の原則	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認
指定管理者の責務	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務 ・受託者2社の連帯責任の確認	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務	3	公共性の理解・尊重	3	公共性の理解・尊重	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務
対象施設	4	受託者が管理すべきヘリポートの施設等は、別記1「管理物件」とおりとする	4	受託者が管理すべきつつじヶ岡公園の施設等は年度協定書で定める業務仕様書に基づきつづつとする	4	受託者が管理すべき群馬の森の施設等は年度協定書で定める業務仕様書に基づきつづつとする	4	受託者が管理すべきゴルフ場 ・新玉村ゴルフ場 ・附属するすべての施設及び設備	4	高崎城址地下駐車場 附属するすべての施設及び設備	4	受託者が管理すべき総合スポーツセンターの施設等は、別記1「管理物件」とおりとする

項目	群馬ヘリポート		つつしが岡公園		群馬の森		新玉村ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター			
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容		
指定期間	6	H19.4.1～H23.3.31 業務は「群馬ヘリポート」の設置及び管理に関する条例」第2条の3の規定に基づき以下の業務を実施する。 ・使用の届出、許可条件の変更に関する事項 ・業務の細目は、別記2「指定管理業務等仕様書」に定めるとおりとする。 ・使用料の徴収および収納については条例による他群馬県財務規則及び別紙「群馬ヘリポート使用料徴収収納事務取扱要領」の定めるところによる。	6	H18.4.1～H213.3.31 群馬県は、「群馬県立公園条例」第3条の3の規定に基づき以下の業務を実施する。 ・公園施設の維持管理に関する業務、使用の受付及び業内に関する業務、利用の禁止又は制限に関する業務。 ・業務の細目は、年度協定に定めるとおりとする。	6	H18.4.1～H213.3.31 群馬県は、「群馬県立公園条例」第3条の3の規定に基づき以下の業務を実施する。 ・公園施設の維持管理に関する業務、使用の受付及び業内に関する業務、利用の禁止又は制限に関する業務。 ・業務の細目は、年度協定に定めるとおりとする。	5	H18.4.1～H23.3.31 群馬県は、「群馬県立公園条例」第3条の3の規定に基づき以下の業務を実施する。 ・公園施設の維持管理に関する業務、使用の受付及び業内に関する業務、利用の禁止又は制限に関する業務。 ・業務の細目は、年度協定に定めるとおりとする。	5	H18.4.1～H23.3.31 群馬県は、「群馬県立公園条例」第3条の3の規定に基づき以下の業務を実施する。 ・公園施設の維持管理に関する業務、使用の受付及び業内に関する業務、利用の禁止又は制限に関する業務。 ・業務の細目は、年度協定に定めるとおりとする。	5	H18.4.1～H23.3.31 群馬県は、「群馬県立公園条例」第3条の3の規定に基づき以下の業務を実施する。 ・公園施設の維持管理に関する業務、使用の受付及び業内に関する業務、利用の禁止又は制限に関する業務。 ・業務の細目は、年度協定に定めるとおりとする。	6	H18.4.1～H23.3.31 群馬県は、「群馬県総合スポーツセンター」の設置目的及び管理に関する条例」第2条の3の規定に基づき以下の業務を受託者に実施させる。 ・施設の維持管理に関する業務、使用の承認、取り消し、使用期間の変更、休館日の変更等 ・業務の細目は、別記2「指定管理業務等仕様書」に定めるとおりとする。
利用料金	—		—		—		6	ゴルフ場の利用に係る料金はすべて受託者の収入とする。 ・利用料金は条例に規定する範囲内において予め群馬県の承認を得たうえで定めることとする。 ・変更についても同様である。	—		—	—		

項目	群馬ヘリポート		つつしが岡公園		群馬の森		新玉村ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
使用料の取納等	5条 第2項 第3項	・地方自治法施行令第158条第1項の規定により、条例第18条に規定する使用料の取納等の事務を委託する ・使用料の徴収および取納については、条例による他群馬県財務規則及び別紙1「群馬ヘリポート使用料徴収取納事務取扱要領」の定めるところによる	—	—	—	—	6	地方自治法施行令第158条第1項の規定により、条例第8条に規定する使用料の取納等の事務を委託する	5条 第2項 第3項	・地方自治法施行令第158条第1項の規定により、条例第18条に規定する使用料の取納等の事務を委託する	—	—
実施方法＝管理運営業務等	—	—	—	—	—	—	7	指定管理業務について、群馬県と高崎市が締結した協定書等に従い実施する	—	—	—	—
管理費用	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は81,068,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,660,381円)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は197,904,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は111,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	8	・指定期間中に支払う管理費用の総額は群馬県議会で議決された消費負担限度額を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は1,509,038,000円(うち消費税及び地方消費税の額71,858,953円)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	—	—
管理費用の変更	8	協議のうえ変更することができる	8	協議のうえ変更することができる	8	協議のうえ変更することができる	9	協議のうえ変更することができる	8	協議のうえ変更することができる	—	—
規程の適用関係	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する	—	—	—	—	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する

項目	群馬ヘリポート		つつしが回公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
区分経理	10	受託者は指定管理業務について他の口座とは區別して口座を管理し、受託にかかる業務とその他の業務の経理の区分を明確化する	10	受託者は、指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する	10	受託者は、指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する。他の事業となる場合には予めその負担割合については群馬県と協議しその承認を得なければならない	10	受託者は指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する	10	受託者の受託にかかる業務とその他の業務の経理の区分を明確化する	10	受託者は、指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する
文書等の管理および保存	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	10	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する
業務の引継	26	指定期間の満了、指定の取り消しに際しての業務の引継ぎについての定め ・受託者は引継ぎに要する費用を負担する	26	指定期間の満了、指定の取り消しに際しての業務の引継ぎについての定め ・受託者は引継ぎに要する費用を負担する	26	指定期間の満了、指定の取り消しに際しての業務の引継ぎについての定め ・受託者は引継ぎに要する費用を負担する	11	業務が終了した場 合の引継ぎに 関しての定め ・業務の引継ぎに要する費用は受託者が負担する	12	業務が終了した場 合の引継ぎに 関しての定め ・業務の引継ぎに要する費用は受託者が負担する	26	指定期間の満了、指定の取り消しに際しての業務の引継ぎについての定め ・受託者は引継ぎに要する費用を負担する
施設及び備品の使用	12	群馬県は受託者に無償で備品を貸与する ・受託者は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つこと ・受託者の故意、過失による毀損滅失時の賠償の確認 ・管理費用充当購入の所有権は県	12	群馬県は受託者に無償で備品を貸与する ・受託者は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つこと ・受託者の故意、過失による毀損滅失時の賠償の確認	12	群馬県は受託者に無償で備品を貸与する ・受託者は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つこと ・受託者の故意、過失による毀損滅失時の賠償の確認	12	受託者の無償使用の確認(更新新規導入は受託者負担) ・受託者の故意、重大失失による毀損滅失時の賠償の確認 ・業務以外で使用する場合の事前許可	12	受託者の無償使用の確認 ・受託者の故意、重大失失による毀損滅失時の賠償の確認 ・業務以外で使用する場合の事前許可	12	群馬県は受託者に無償で備品を貸与する ・受託者は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つこと ・受託者の故意、過失による毀損滅失時の賠償の確認 ・管理費用充当購入の所有権は県

項目	群馬ヘリポート	つつしが回公園	群馬の森	新五科ゴルフ場	高崎城址地下駐車場	群馬総合スポーツセンター
管理区分	条文 12条 第4項 内容 群馬県財務規則第210条に規定する備品を、管理費用を充てて購入した場合、備品の所有権は群馬県に帰属する	条文 — 内容 —	条文 — 内容 —	条文 13 内容 ・管理区分の確認(別紙) ・備品を修繕または取得した場合の所有区分の確認	条文 14 内容 ・管理区分の確認(別紙) ・備品を修繕または取得した場合の所有区分の確認	条文 12条 第4項 内容 群馬県財務規則第210条に規定する備品を、管理費用を充てて購入した場合、備品の所有権は群馬県に帰属する
緊急時の対応	22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	15 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	15 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ
事業計画等	16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。記載事項に災害等非常時の体制がない。	16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。記載事項に災害等非常時の体制がない。	16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。記載事項に災害等非常時の体制がない。	16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。	16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。	16 内容 受託者は毎年度9月末までに翌年度に係る事業計画書を群馬県に提出し、承認を受けなければならない。記載事項の項目に災害等非常時の体制がない。
定期報告	17 内容 受託者は月例報告書を毎月作成し、翌月の10日までに提出する。 ・指定管理業務の実施状況 ・重要または異例な事項	17 内容 受託者は月例報告書を毎月作成し、翌月の10日までに提出する。 ・指定管理業務の実施状況 ・重要または異例な事項	17 内容 受託者は月例報告書を毎月作成し、翌月の10日までに提出する。 ・指定管理業務の実施状況 ・重要または異例な事項	17 内容 受託者は群馬県に対し以下の事項について報告するものとする ・利用状況 月報翌月5日まで ・収支状況 四半期ごと翌月20日まで	17 内容 ・使用状況、収支状況についての報告の実施 ・使用状況 月報翌月10日まで ・収支状況 四半期ごと翌月20日まで	17 内容 ・使用状況、収支状況についての報告の実施 ・使用状況 月報翌月10日までに提出する。 ・重要または異例な事項
	18 内容 ・事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・実施状況 ・利用状況 ・使用料の納入状況 ・指定が取り消された場合の事業報告書の提出について	18 内容 ・事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・自主事業の収支決算 ・管理経費の収支決算	18 内容 ・事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・自主事業の収支決算 ・管理経費の収支決算	17 内容 事業報告書は年度終了後60日以内に群馬県に提出する	18 内容 ・事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・利用状況 ・使用料の納入状況 ・指定が取り消された場合の事業報告書の提出について	

項目	群馬ヘリポート	つつしが回公園	群馬の森	新五科ゴルフ場	高崎城址地下駐車場	群馬総合スポーツセンター
調査等	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の 指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の 指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 18 内容 ・業務内容の改善の 指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 18 内容 ・業務内容の改善の 指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の 指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について
リスク等の分担	条文 19 内容 想定されるリスク等 の分担については、 別記4f 指定管理業 務の実施に係るリス ク等の分担表)のと おりとする。疑義が 生じた場合には協 議によりリスクを分 担する	条文 19 内容 想定されるリスク等 の分担については、 別記3f 指定管理業 務の実施に係るリス ク等の分担表)のと おりとする。疑義が 生じた場合には協 議によりリスクを分 担する	条文 19 内容 想定されるリスク等 の分担については、 別記4f 指定管理業 務の実施に係るリス ク等の分担表)のと おりとする。疑義が 生じた場合には協 議によりリスクを分 担する	条文 — 内容 —	条文 — 内容 —	条文 19 内容 想定されるリスク等 の分担については、 別記4f 指定管理業 務の実施に係るリス ク等の分担表)のと おりとする。疑義が 生じた場合には協 議によりリスクを分 担する
指定の取り消し 等	条文 24 内容 以下の場合における 指定管理者の取り 消しまたは業務の 停止の命令ができ ることの確認 ・業務の実施に関し 不正行為のあること ・虚偽の報告をし、 または正当な理由 なく報告を拒んだと き ・協定内容の不履行 または協定に違反し たとき ・その他指定管理者 として業務の継続が 妥当でないときと判断 したとき	条文 24 内容 以下の場合における 指定管理者の取り 消しまたは業務の 停止の命令ができ ることの確認 ・業務の実施に関し 不正行為のあること ・虚偽の報告をし、 または正当な理由 なく報告を拒んだと き ・協定内容の不履行 または協定に違反し たとき ・その他指定管理者 として業務の継続が 妥当でないときと判断 したとき	条文 24 内容 以下の場合における 指定管理者の取り 消しまたは業務の 停止の命令ができ ることの確認 ・業務の実施に関し 不正行為のあること ・虚偽の報告をし、 または正当な理由 なく報告を拒んだと き ・協定内容の不履行 または協定に違反し たとき ・その他指定管理者 として業務の継続が 妥当でないときと判断 したとき	条文 19 内容 地方自治法第244条 の2第11項の規定に より指定の取り消し または業務の停止 の命令ができること の確認 ・業務の実施に関し 不正行為のあること ・虚偽の報告をし、 または正当な理由 なく報告を拒んだと き ・業務継続のための 資力社会的信用の 欠如等指定管理者 としてふさわしくない と認められるとき ・協定内容の不履行 または協定に違反し たとき ・関係法令、条例等 に違反したとき ・指示または指導に 反して改善が見られ ないとき	条文 19 内容 地方自治法第244条 の2第11項の規定に より指定の取り消し または業務の停止 の命令ができること の確認 ・業務の実施に関し 不正行為のあること ・虚偽の報告をし、 または正当な理由 なく報告を拒んだと き ・業務継続のための 資力社会的信用の 欠如等指定管理者 としてふさわしくない と認められるとき ・協定内容の不履行 または協定に違反し たとき ・関係法令、条例等 に違反したとき ・指示または指導に 反して改善が見られ ないとき	条文 24 内容 以下の場合における 指定管理者の取り 消しまたは業務の 停止の命令ができ ることの確認 ・業務の実施に関し 不正行為のあること ・虚偽の報告をし、 または正当な理由 なく報告を拒んだと き ・協定内容の不履行 または協定に違反し たとき ・その他指定管理者 として業務の継続が 妥当でないときと判断 したとき

項目	群馬ヘリポート		つつしが回公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
協定解除の申し出	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	20	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	20	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内
秘密の保持	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること	—	—	—	—	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること
個人情報等の保護	14	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	14	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	21	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	21	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	21	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	14	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認
情報公開	15	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	15	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	22	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	22	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	22	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	15	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する
重要事項の変更の届出	29	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	29	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	23	定款、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	23	定款、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	23	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	29	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る
諸規則等の提出	30	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	30	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	24	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	24	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	24	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	30	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける

項目	群馬ヘリポート		つつじが岡公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
損害の賠償	28	受託者が本協定履行に当たり、その責めに備すべき事由により群馬県または第三者に損害を与えた場合の損害賠償の補償	28	受託者が本協定履行に当たり、その責めに備すべき事由により群馬県または第三者に損害を与えた場合の損害賠償の補償	25	受託者および代理人・使用人・請負人の故意または過失による損害賠償の補償	25	受託者および代理人・使用人・請負人の故意または過失による損害賠償の補償	25	受託者および代理人・使用人・請負人の故意または過失による損害賠償の補償	28	受託者が本協定履行に当たり、その責めに備すべき事由により群馬県または第三者に損害を与えた場合の損害賠償の補償
権利義務の譲渡の禁止等	21	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	21	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	26	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	26	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	26	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	21	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止
委託の禁止	20	予め群馬県の書面による承諾を受けた場合以外には指定管理業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。	20	受託者は受託業務の全部を第三者に委託し、または譲け負わせてはならない。一部を委託した場合の責任および費用は受託者が追う。	27	軽微な委託または予め群馬県の承認を得た場合以外の業務委託の禁止	27	軽微な委託または予め群馬県の承認を得た場合以外の業務委託の禁止	27	軽微な委託または予め群馬県の承認を得た場合以外の業務委託の禁止	20	受託業務の全部を第三者に委託し、または譲け負わせてはならない。一部を委託した場合の責任および費用は受託者が追う。
原状回復	27	指定期間満了時における原状回復の確認	27	指定期間満了時における原状回復の確認	28	指定期間満了時における原状回復の確認	28	指定期間満了時における原状回復の確認	28	指定期間満了時における原状回復の確認	27	指定期間満了時における原状回復の確認
管轄裁判所	31	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	31	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	29	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	29	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	29	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	31	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする
疑義等の協議	33	疑義が生じた場合の協議について	33	疑義が生じた場合の協議について	30	疑義が生じた場合の協議について	30	疑義が生じた場合の協議について	30	疑義が生じた場合の協議について	33	疑義が生じた場合の協議について
不可抗力による業務の全部または一部の免除	23	不可抗力により指定管理業務の全部または一部の実施が困難な場合には、協議のうえ、不可抗力により影響を受ける限度において受託者の義務を免除することができる	23	不可抗力により指定管理業務の全部または一部の実施が困難な場合には、協議のうえ、不可抗力により影響を受ける限度において受託者の義務を免除することができる	7	不可抗力などによりゴルフ場の運営業務の全部又は大部分が履行不能となった場合、協議のうえ委託者への納付金を変更することができる。	7	不可抗力などによりゴルフ場の運営業務の全部又は大部分が履行不能となった場合、協議のうえ委託者への納付金を変更することができる。	—	—	23	不可抗力により指定管理業務の全部または一部の実施が困難な場合には、協議のうえ、不可抗力により影響を受ける限度において受託者の義務を免除することができる

項目	群馬ヘリポート		つつしが回公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
協定の改定	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。	—	—	—	—	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。
企業局納付金	—	—	—	—	—	—	7	受託者はゴルフ場の設置者として必要な経費に充てるための納付金を群馬県に払わなければならない。納付金は年額203,700,000円とする。四半期ごとに支払う状況により協議のうえ変更できる。	—	—	—	—
企業局納付金の調整	—	—	—	—	—	—	8	受託者のゴルフ場に係る経常利益(税引前)から、45%を控除した額が、ゴルフ場の5%に相当する額を超えた場合には、超えた額の70%を企業局納付金として第4四半期分に加算するものとする。	—	—	—	—
河川管理	—	—	—	—	—	—	14	ゴルフ場は河川敷にあることに鑑み、安全に十分配慮する。修繕の必要が発生した場合には群馬県と協議する。	—	—	—	—